



○地方公共団体の保有するパーソナルデータを同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するために、作成組織に係る立法措置の在り方について、上記の工程に従って検討を進める。その際、非識別加工情報の仕組みを導入するための条例改正は不要となるよう検討を進める。

○なお、作成組織の検討を進める過程においても地域のデータ利活用を積極的に推進するといった観点から自主的に条例を整備する場合には、必要な情報提供等を行う。